

西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程制定の件

西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 10 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会訓令第一号

西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における公用自動車の適正かつ効率的な使用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「公用自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車で教育委員会が所有し、使用するもの又は管理するものをいう。

(事務の総括)

第3条 教育総務課長は、公用自動車の管理及び使用に関する事務を総括する。

2 教育総務課長は、公用自動車を管理する課及び学校園の長（以下「自動車管理者」という。）に対し、その管理に係る公用自動車の状況に関する資料若しくは報告を求め、実地に調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講じることができる。

(公用自動車の管理)

第4条 教育総務課長は、公用自動車の保有状況を常に明らかにしておくため公用自動車台帳を備え、必要事項を記載し、記載事項に変更が生じたときは、その都度補正しなければならない。

2 自動車管理者は、常時良好な状態で公用自動車を使用できるよう管理しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第5条 公用自動車の運転者は、公用自動車の使用時は、関係法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、原動機付自転車については運行前点検表及び運転日誌の記録を省略することができる。

- (1) 運行前点検を行った結果を運行前点検表に記録すること。
- (2) 運転終了後は、公用自動車を指定された場所に格納し、運転日誌に必要な事項を記録すること。
- (3) 常に公用自動車の美化並びに盜難及び火災の予防に努めること。

(使用基準)

第6条 公用自動車は、教育委員会の業務又は教育委員会が主催若しくは共催する事業に限り使用することができる。

(使用時間)

第7条 公用自動車の使用時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、自動車管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用地域)

第8条 公用自動車の使用地域は、次のとおりとする。ただし、自動車管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 大阪市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、三田市、川辺郡猪名川町、神戸市及び西宮市内

- (2) 原動機付自転車 西宮市内

(公用自動車使用状況の報告)

第9条 自動車管理者は、毎月末日までに第5条に規定する運行前点検表を集約し、翌月5日までに教育総務課長に報告しなければならない。

2 教育総務課長は、前項の運行前点検表の提出を受け、公用自動車集計表を作成しなければならない。

(修理)

第10条 公用自動車を修理する必要があるときは、当該自動車を管理する自動車管理者は、自動車修理要求書兼修理伺書により教育総務課長に修理の依頼をしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合においては、事後に要求手続を行うことができる。

2 前項の修理が適当と認めたときは、教育総務課長は、自動車修理指示書により修理業者に修理の指示をする。

(事故の措置)

第11条 公用自動車の運転者は、当該自動車に係る事故が発生したときは、直ちに当該運転者の所属する課及び学校園の長（以下「事故発生課等の長」という。）に報告しなければならない。

2 事故発生課等の長は、前項の報告があったときは、その事実を調査確認のうえ、事故発生報告書を作成し、自己の意見を付し、教育総務課長へ報告し

なければならない。

- 3 教育総務課長は、前項の事故発生報告書の提出があったときは、速やかに教育長及び管財課長へ報告しなければならない。
- 4 事故発生課等の長は、教育総務課長と事故の解決にあたらなければならぬ。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育総務課長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

教育委員会が所管する公用自動車について、教育委員会の状況に適合した公用自動車の使用に関する規程を設けるため。